

マイナンバーカードの導入推奨について

令和5年4月1日より、
健康保険法の診療報酬算定に基づき、
患者様情報を取得・活用し効率化を図るとした
「医療情報・システム基盤整備体制充実加算1(2)」
が施行されました。

※初診料において加算が実施されます。

- ・当院に初めて来院された方
- ・処方薬がなくなって、1カ月以上来ていない方が対象になります。

◇マイナンバーを持参していない方 4点
(3割の方12円、1割の方4円)になります。)

◇マイナンバーを持参された方 2点
(3割の方6円、1割の方2円)になります。)

当院では、
2024年5月1日より開始させていただきます。



【ご注意ください】
マイナンバーを保険証として始めて利用する場合、
保険証と紐づけが必要です。当院の読み取り機でできますので、最初は保険証とマイナンバー2枚お持ちください。